

報告第1号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月2日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年2月13日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償額の決定及び和解について

令和元年12月5日、大田原市富士見2丁目1652番地1先で発生した公用車の物損事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 43,362円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額 43,362円を支払う。
- (2) 相手方は、大田原市に対し損害賠償額129,200円を支払う。
- (3) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○